

2

トラック運送事業と 関係法令

貨物自動車運送事業法

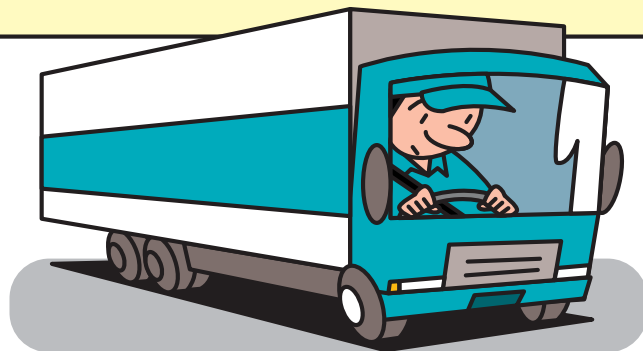
道路交通法

道路運送車両法

道路法

労働基準法

労働安全衛生法



事業用トラックドライバー研修テキスト

2

トラック運送事業と 関係法令

もくじ

第1章 法令の体系と貨物自動車運送事業法 5

1 法令とは	6
法律と省令・政令/6 通達と告示/6	
2 法令とドライバーの係わり	7
トラックドライバーが知っておくべき法律/7 法律の特色/7	
3 貨物自動車運送事業法	8
トラック運送事業の根幹的な法律/8 事業の種類と許可/8	
4 貨物自動車運送事業輸送安全規則	9
輸送安全規則の目的/9 輸送の安全にかかわる情報の公表/9	
過労運転の防止/9 過積載の防止と貨物の積載方法/10	
通行の禁止、制限等違反の防止/10 車庫の確保/10 点呼/10	
乗務記録/12 運行記録計/12 事故の記録/12	
運転者台帳/13 従業員への指導・監督/13	
異常気象時等の措置/13 点検整備/14	
乗務員として遵守すること/14 運転者として遵守すること/14	
運行管理者/14 運行管理者の業務/15	
5 運転者に対する指導及び監督の指針	16
トラックドライバーが習得すべき事項が定められた指針/16	

第2章 道路交通関係法令 17

1 道路交通法	18
道路を通行するための法律/18 道路交通法の体系/18 定義/18	
自動車の種類/19 車両及び路面電車の交通方法/20	
踏切の通過/20 左折/20 右折/20 徐行/20	
一時停止/21 駐停車の禁止/21 駐車禁止/21	
乗車の方法/22 積載の方法/22 積載の制限/22 積載制限外許可/22	
過積載車両に対する措置命令/23 過積載車両に係る指示/23	
過積載運転の要求等の禁止/23 整備不良車両の運転の禁止/23	
無免許運転の禁止/24 酒気帯び運転等の禁止/24	
過労運転等の禁止/24 共同危険行為等の禁止/24 安全運転の義務/25	
運転者の遵守事項/25 交通事故の場合の措置/26	
使用者の義務/26 違反行為の下命・容認の禁止/27	
高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例/27 運転免許/27	
【参考】最近の道路交通法の主な改正点/29	

2 道路運送車両法	30
道路を走行する車両の法律/30 自動車の種別/30	
自動車の登録/30 ナンバープレート/30	
臨時運行/31 道路運送車両の保安基準/31	
乗車定員又は最大積載量/32 道路運送車両の点検及び整備/32	
日常点検基準/33 定期点検基準/34 整備管理者/36	
自動車検査証の備付けと有効期間/37 検査標章の備付け/37	
整備命令と不正改造/37	
3 道路法	38
道路網を整備するための法律/38 道路管理者/38 道路の保全/38	
車両制限令/38 限度超過車両の通行の許可等/38	

第3章 労働基準法と労働安全衛生法

1 労働基準法	40
労働者の「人たるに値する生活」を確保するための法律/40	
使用者と労働者/40 使用者の義務/40 労働契約/40	
解雇・退職/41 賃金/42 休業手当など/42 労働時間/42	
休憩/43 休日/43 時間外および休日の労働/43 年次有給休暇/43	
年少者/44 妊産婦等/44 災害補償/44 就業規則/45	
2 労働安全衛生法	46
職場の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるための法律/46	
事業者と労働者の責務/46 安全委員会/47 衛生委員会/47	
労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)/48 安全衛生教育/48	
フォークリフトの運転資格/49 中高年齢者等についての配慮/49	
健康の保持増進のための措置/49 健康診断/49	

第4章 義務を果たさない場合の影響

1 両罰規定	52
違反者本人と事業者の両方を罰する/52	
2 トラックドライバーの責任	53
違反や事故に対するドライバーの3つの責任/53	
①刑事責任/53 ②民事責任/54 ③行政処分/54	
3 事業者の責任	55
道交法や民法上の責任/55 貨物自動車運送事業法上の処分/55	
4 加害者・被害者の心理	56
加害者の心理/56 被害者遺族の心理/56	

事業用トラックドライバー研修テキストについて

本テキストは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年8月20日国土交通省告示第1366号）」（平成28年4月改正、平成29年3月施行）に基づき、一般的な指導・監督の指針12項目について、事業用トラックドライバーが学習できるように、わかりやすく示したものです。

本テキストは10分冊で構成されており、全分冊の一覧と「指導・監督指針」との関係は下に示すとおりです。

【事業用トラックドライバー研修テキストの全分冊一覧】

分冊番号	分冊名	分冊番号	分冊名
1	トラックドライバーの心構え	6	トラクタとトレーラの構造と特性に合わせた運転
2	トラック運送事業と関係法令	7	貨物の正しい積載方法と労働災害の防止
3	ドライバーの日常業務	8	危険物を輸送する場合に留意すべき事項
4	過労運転の防止と緊急時の対応	9	危険の予測及び回避
5	トラックの構造と特性に合わせた運転	10	安全運転のための心身の健康管理

【第2分冊】トラック運送事業と関係法令

「指導・監督指針」に定められた指導項目		分冊番号
	1 トラックを運転する場合の心構え	1
	2 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	2 3
第1章 法令の体系と貨物自動車運送事業法	1. トラック運行に係る法令	
	(1) 貨物自動車運送事業に係る法令	
	(2) 自動車の運転に係る法令	
第2章 道路交通関係法令	(3) 車両管理に係る法令（トラックの点検、車両チェックの必要性）	
第3章 労働基準法と労働安全衛生法	2. 義務を果たさない場合の影響の把握	
第4章 義務を果たさない場合の影響	3 トラックの構造上の特性	5 6
	4 貨物の正しい積載方法	7
	5 過積載の危険性	7
	6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項	8
	7 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	1 6
	8 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	4 9
	9 運転者の運転適性に応じた安全運転	10
	10 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	4 10
	11 健康管理の重要性	10
	12 運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法	5

※右側の分冊番号は、指導項目に該当する内容が主として掲載されている分冊を示していますが、その他の分冊にも関連する内容が掲載されている場合があります。

第1章

法令の体系と 貨物自動車運送事業法



1

法令とは

◆法律と省令・政令

みなさんは日常生活をする中で、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌やインターネットなどで「法律」や「法令」といった言葉を耳にしていると思います。

「法律」は、国民全体の生活や事業活動をするための法規範で、国民の代表者で構成される国会の議決によって成立します。

ところが、法律で決めた内容を実際に運用するための細かいルールまですべてを法律で定めることは、とても困難です。また、法律は改正手続きに時間がかかりますので、社会情勢の変化に機敏に対応できないという弱点があります。

そこで、法律は原理・原則だけを定めるにとどめ、法律条文の適用基準や運用上の細則などの制定は、法律自体が内閣や所管省庁に委任しています。

委任を受けた内閣が委任事項を制定する命令を「政令」、所轄大臣が制定する命令を「省令」といいます。

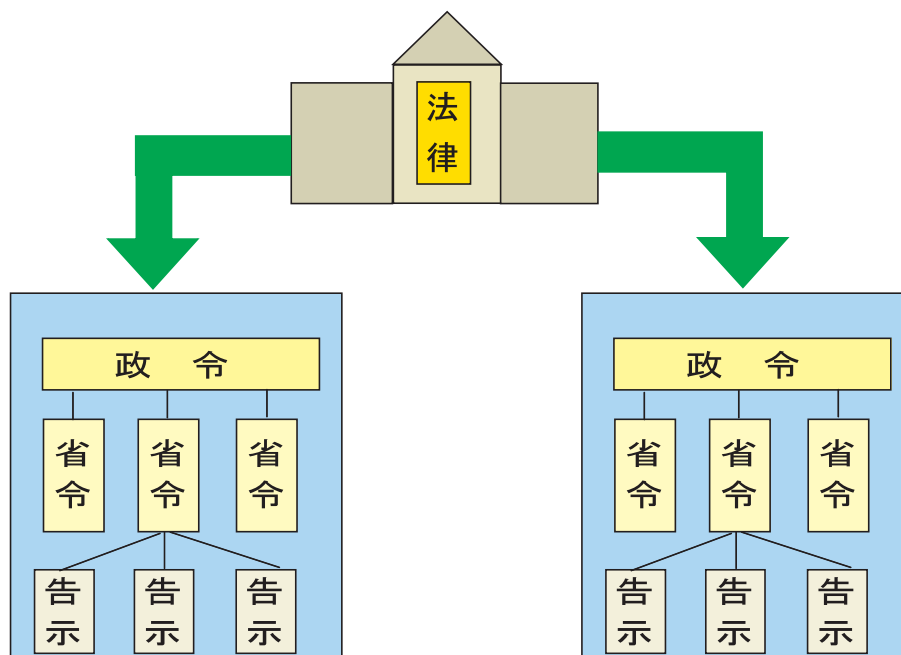
大まかにいえば「〇〇令という名称は政令、それ以外の「〇〇規則」などは省令に当たります。

◆通達と告示

通達は、行政機関内部で発信される命令や指示です。通達は国民や事業者に向けたものではありませんが、法令を解釈する上で重要です。

告示は、行政機関が国民や事業者に対して重要な事項を知らせる行為です。

トラック運送事業についても、基本となる関係法律とともに、このような政省令や告示などが数多くあり、これらを確実に遵守していくことが求められています。



2

法令とドライバーの係わり

◆トラックドライバーが知っておくべき法律

トラック運送事業は、「道路」という公共施設を利用して成り立っています。一方で、「トラック」は、一度交通事故を起こすと、一般の人々に大きな影響を及ぼす一面も持っています。

したがって、主に「安全の確保」の観点から、法律などによってさまざまな社会的制約を受けています。

なかでもトラックドライバーが知っておかなければならない主な法律としては、次のようなものがあります。

- ①貨物自動車運送事業法
- ②道路交通法
- ③道路運送車両法
- ④道路法

- ⑤労働基準法
- ⑥労働安全衛生法

◆法律の特色

貨物自動車運送事業法と道路運送車両法は、主にトラックの安全運行を確保する目的から、トラック運送事業を経営する「事業者」が負うべき義務によって構成されています。

これに対し道路交通法は、トラックドライバーの安全運転義務を中心に構成されています。道路法は、道路網の整備や保全などにより構成されています。

一方、労働基準法と労働安全衛生法は、労働者の権利や安全と健康を確保するために、事業者の義務を定める観点から、一体的な関係にある法律です。

表1 ドライバーが知っておくべき主な法令

法律	政令	省令	告示 [※]
①貨物自動車運送事業法		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貨物自動車運送事業法施行規則 ▪ 貨物自動車運送事業輸送安全規則 ▪ 自動車事故報告規則 ▪ 自動車運送事業等監査規則 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務に係る基準 ▪ 貨物自動車運送事業が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
②道路交通法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路交通法施行令 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路交通法施行規則 ▪ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 	
③道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路運送車両法施行令 ▪ 自動車登録令 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路運送車両法施行規則 ▪ 道路運送車両の保安基準 ▪ 自動車点検基準 ▪ 自動車整備士技能検定規則 ▪ 自動車型式指定規則 	
④道路法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路法施行令 ▪ 道路構造令 ▪ 車両制限令 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路法施行規則 	
⑤労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労働基準法施行規則 ▪ 女性労働基準規則 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
⑥労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労働安全衛生法施行令 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労働安全衛生規則 ▪ クレーン等安全規則 ▪ 事務所衛生基準規則 	

※告示は、特に係りの深いものを例示。

3

貨物自動車運送事業法

◆トラック運送事業の根幹的な法律

貨物自動車運送事業法は、トラック運送事業の種類をはじめ、許可とその基準、安全管理体制など、トラック運送事業に係る根幹的な事項について規定された法律です。

また、運行管理者やトラック協会が実施している適正化事業に関する事項も、この法律で定められています。

◆事業の種類と許可

お客様のニーズに応じて、有償でトラックによる輸送サービスを提供する場合は、まず第一にこの法律に基づく許可が必要です。

- ・一般貨物自動車運送事業
一般的なトラック運送事業について

は、一般貨物自動車運送事業の許可が必要です。貸切り輸送や積合せ輸送を行うことができます。

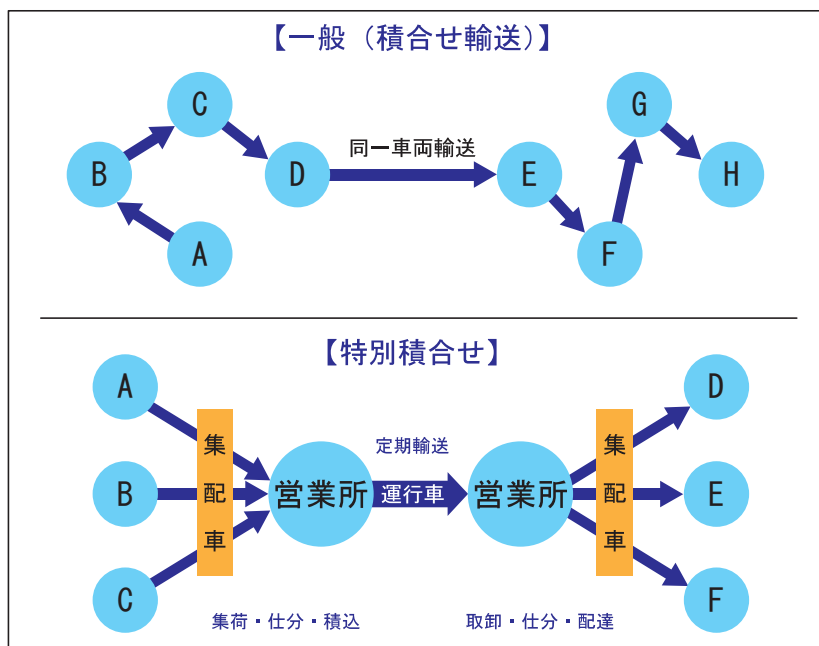
このうち、不特定多数のお客様から集荷した貨物を、トラックターミナルなどの拠点を使って、定期便によって積合せ輸送を行う事業については、特別積合せ貨物運送の事業の許可が必要です。

- ・特定貨物自動車運送事業

お客様が一社に限られる（単一特定）形態のトラック運送事業については、特定貨物自動車運送事業の許可が必要です。

- ・貨物軽自動車運送事業

軽自動車、二輪自動車を使って貨物輸送を行う事業です。



4

貨物自動車運送事業輸送安全規則

◆輸送安全規則の目的

貨物自動車運送事業法に基づき、輸送の安全の確保に関する事項を定めています。

◆輸送の安全にかかわる情報の公表

一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下、「一般貨物自動車運送事業者等」といいます。）は、毎事業年度の経過後100日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針、その他の輸送の安全に係る情報で国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットなどの適切な方法により公表しなければなりません。

◆過労運転の防止

●トラックドライバーの常時選任

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い、業務を行うため必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければなりません。なお、短期雇用ドライバー（繁忙期において一時的に使用する者を除く）の選任は禁止されています。

※短期雇用とは、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者、または試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）。

●休憩・睡眠施設の整備、管理・保守

貨物自動車運送事業者は、運転者及

び乗務員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備しなければなりません。乗務員の睡眠が必要な場合には、睡眠に必要な施設を整備して、適切に管理・保守しなければなりません。

※乗務員とは、事業用自動車の運転の補助に従事する従業員も含まれます。

●休息期間の確保

貨物自動車運送事業者は、休憩・睡眠のための時間や勤務終了後の休息のための時間が十分に確保されるよう、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、運転者にこれらを遵守させなければなりません。

※国土交通大臣が告示で定める基準について、詳しくは第4分冊を読んで下さい。

●酒気帯び運転の禁止

貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。

●健康状態の把握

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努めなければなりません。疾病、疲労その他の理由により安全な運転ができないおそれがある場合、又はその補助をすることができないおそれがある場合は、乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。

● 交替運転者の配置

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転または夜間の運転に従事する場合で、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければなりません。

◆ 過積載の防止と貨物の積載方法

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはなりません。

事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければなりません。

また、運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、貨物にロープまたはシートを掛けること等必要な措置を講じなければなりません。

◆ 通行の禁止、制限等違反の防止

貨物自動車運送事業者は、道路法で定める幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車の通行禁止、または最高限度を超過する車両の通行許可条件の制限等の違反防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはなりません。

◆ 車庫の確保

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に確保しておかなければなりません。

◆ 点呼

● 乗務前点呼

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、

- ・ 酒気帯びの有無
- ・ 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ・ 日常点検の実施またはその確認について報告を求め、確認を行わなければなりません。さらに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。

● 乗務後点呼

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、

- ・ 当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
 - ・ 他の運転者と交替した場合は交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告したかどうか
 - ・ 酒気帯びの有無
- について確認を行わなければなりません。

【トピック】IT点呼

輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所（Gマーク営業所）などでは、国土交通大臣が定めた機器を使って、対面によらない点呼を行うことができます。

●乗務途中の点呼（中間点呼）

貨物自動車運送事業者は、乗務前点呼と乗務後点呼のいずれも対面（IT点呼による方法を含む）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回、電話その他の方法により点呼を行わなければなりません。

運転者は、

- ・酒気帯びの有無
- ・疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

について報告し、貨物自動車運送事業者は確認しなければなりません。さらに、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。

●アルコール検知器

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持しなければなりません。

点呼時に酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属



する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければなりません。アルコール検知器は、営業所設置機器以外に携帯型や車載型の機器の使用も認められます。

●運行指示書

乗務途中の点呼が必要な運行では、一般貨物自動車運送事業者等は必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に対して適切に指示しなければなりません。

運行指示書は運転者が携行し、写しは運送事業者が所持します。運行計画に変更があったときは、運行指示書の写しにその内容を記載し、運転者に電話などで伝え、適切に指示しなければなりません。運転者は変更内容を運行指示書に記載します。

運行計画の変更により乗務途中の点呼が必要になった場合は、その乗務以後の運行について運行指示書を作成し、運転者に電話などで伝え、適切に指示しなければなりません。

●点呼記録簿

貨物自動車運送事業者は、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに下記の事項を記録し、1年間保存しなければなりません。

- ①点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- ②点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

- ③点呼の日時
- ④点呼の方法
- ⑤その他必要な事項

◆乗務記録

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに下記の事項を記録させなければなりません。

乗務記録は1年間保存しなければなりません。

運行記録計により記録する場合は、下記の必要事項を追記することで乗務記録に代えることができます。

- ①運転者の氏名
- ②乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- ④運転を交替した場合は、その地点及び日時
- ⑤休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時
- ⑥車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合には、貨物の積載状況
- ⑦道路交通法第67条第2項に規定する交通事故、もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故、または著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因
- ⑧運行指示書により、運行の経路並び

に主な経過地における発車及び到着の日時の指示があった場合は、その内容

◆運行記録計

一般貨物自動車運送事業者等は、下記の事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

- ①車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- ②上記①の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- ③特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

◆事故の記録

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、下記の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。

- ①乗務員の氏名
- ②事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③事故の発生日時
- ④事故の発生場所
- ⑤事故の当事者（乗務員を除く）の氏名
- ⑥事故の概要（損害の程度を含む）
- ⑦事故の原因
- ⑧再発防止対策

◆運転者台帳

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、定められた事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければなりません。

運転者が転任、退職などを理由に運転者でなくなった場合は、直ちに、運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、3年間保存しなければなりません。

※写真は、運転者台帳の作成前6か月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景であること。

◆従業員への指導・監督

●一般的な指導及び監督

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めた内容に基づいて、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければなりません。

運転者に対する指導及び監督を行った場合、日時・場所と内容、指導・監督を行った者と受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければなりません。

詳細な指導及び監督については「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（国土交通省告示第1366号）で定められています。本マニュアルは、この指針をもとづいて作成されています。

●特定の運転者に対する特別な指導

死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者（事故惹起運転者）、運転

者として新たに雇い入れた者（初任運転者）及び65歳以上の高齢運転者について、一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めた内容に基づいて、特別な指導を行わなければなりません。

さらに、対象となる者は、適性診断を受診しなければなりません。対象者ごとの適性診断の種類（実施機関）、受診時期は国土交通大臣が告示で定めています。

●非常信号用具及び消火器の取扱い

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対して適切な指導をしなければなりません。

●輸送の安全に関する基本的な方針の策定など

貨物自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定しなければなりません。その他、国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければなりません。

◆異常気象時等の措置

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければなりません。

◆点検整備

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに点検及び清掃のための施設を設けるとともに、道路運送車両法で規定されている点検整備に加え、事業用自動車の点検及び整備について、定められた事項を遵守しなければなりません。

◆乗務員として遵守すること

貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、下記の事項を遵守しなければなりません。

- ①酒気を帯びて乗務しないこと。
- ②過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- ③事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないようにし、また、貨物落下防止措置を講じること。
- ④事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

◆運転者として遵守すること

貨物自動車運送事業者の運転者は、乗務員としての事項を遵守するほか、事業用自動車の乗務について、下記の事項を遵守しなければなりません。

- ①酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ②疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ③日常点検を実施し、またはその確認をすること。

- ④貨物自動車運送事業者が行う乗務前点呼、乗務後点呼、乗務途中の点呼を受け、貨物自動車運送事業者に輸送安全規則第7条に規定する報告をすること。
- ⑤乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- ⑥他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、当該他の運転者から上記の規定による通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。
- ⑦一般貨物自動車運送事業者等の運転者は乗務を記録すること。（運行記録計による記録に付記する場合には、その付記による記録）
- ⑧一般貨物自動車運送事業者等が作成する運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合は携行している運行指示書にその変更内容を記載すること。
- ⑨踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

◆運行管理者

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く）の運行を管理する営業所ごとに、運行管理者資格証の交付を受けた者のうちから次頁の表に掲げる人数の運行管理者を選任しなければなりません。また、選任（解任を含む）後、遅滞なく届け出なければなりません。

選任された運行管理者は、2年に1回、国土交通大臣が告示で定める運行

【運行管理者選任数】

事業用自動車の両数 (被けん引自動車を除く)	運行管理者選任数
29両まで	1人
30～59両	2人
60～89両	3人
90～119両	4人
120～149両	5人
150～179両	6人
180～209両	7人

の管理に関する講習（一般講習）を受講しなければなりません。

1つの営業所で複数の運行管理者を選任する場合は、業務を統括する運行管理者（統括運行管理者）を選任しなければなりません。

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理規程を定め、定められた業務が的確に処理されているか、あるいは遵守されているか、指導・監督しなければなりません。

※運行管理規程には、運行管理者の職務及び権限、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程などを定めています。

◆運行管理者の業務

運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければなりません。

- ・選任された運転者以外の運転禁止
- ・乗務員の休憩・睡眠施設の管理
- ・定められた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従い乗務を指示
- ・酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務を禁止
- ・疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、または補助することができないおそれがある乗務員の乗務を禁止

- ・長距離運転、または夜間運転の交替運転者の配置
- ・従業員に対する過積載防止や貨物の積載方法の指導、監督
- ・運転者に対する輸送安全規則第5条の2で規定された通行方法の指導、監督
- ・点呼の実施、報告、確認及び指示、並びにその記録、記録を保存し、アルコール検知器の使用と常時有効に保持
- ・運転者ごとに乗務記録を記録させ、その記録の保存
- ・運行記録計の管理及びその記録の保存
- ・運行記録計による記録不能車の運転禁止
- ・事故の記録及びその記録の保存
- ・運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存
- ・運転者台帳の作成及び営業所への備え置き
- ・乗務員に対する指導、監督及び特別な指導の実施、並びに実施記録及びその記録の保存
- ・適性診断を受けさせること
- ・異常気象時等における措置
- ・補助者に対する指導及び監督
- ・事故警報により通知された事故防止対策の従業員に対する指導及び監督
- ・特別積合せ運送に関する乗務基準の作成及び乗務員に対するその指導及び監督

5

運転者に対する指導及び監督の指針

◆トラックドライバーが習得すべき事項が定められた指針

トラック事業者には、輸送の安全を確保するため、法令に基づいてトラックドライバーの皆さんに必要な内容を指導・監督することが求められています。

この内容が「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う

指導及び監督の指針」（国土交通省告示第1366号）として定められています。

トラックドライバーの皆さんは、

- ・法令に基づいて守らなければならない項目の知識
- ・安全運行を確保するために必要な運転技能や知識

などを習得しなければなりません。

【一般的指導・監督及び初任運転者への指導・監督の内容】

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

※初任運転者については、初めて事業用トラックに乗務する前（やむを得ない事情がある場合は乗務を開始した後1か月以内）に実施する。

- ・座学及び実車を用いた指導を15時間以上（積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導）
- ・トラックを運転させての安全運転指導は20時間以上（実際に初任運転者にトラックを運転させ、添乗等により安全運転の方法を指導）

【事故惹起運転者への指導・監督の内容】

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤ 危険の予測及び回避
- ⑥ 安全運転の実技

※①～⑤までは合計6時間以上、⑥は可能なかぎり実施するのが望ましい。

【高齢運転者への指導・監督の内容】

適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

第2章

道路交通関係法令



1

道路交通法

◆道路を通行するための法律

道路交通法は、警察庁が所管する法律で、歩行者や自動車が安全に道路を通行できるための方法等を定めた法律です。

自動車については、走行する自動車の種類、免許制度や罰金についても定めています。また、自動車を運転する上で、運転者が守らなければならない事柄も、この法律で定められています。

◆道路交通法の体系

道路交通法の体系は右表のようになっています。

このうち、主に赤字に関わる部分を紹介します。

◆定義

道路交通法では、「道路」、「歩道」、「車道」、「横断歩道」、「交差点」、「車両」、「自動車」、「駐車」及び「停車」などのさまざまな用語を定義しています。

ここでは、車両と自動車の定義を紹介します。

●車両

自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいいます。

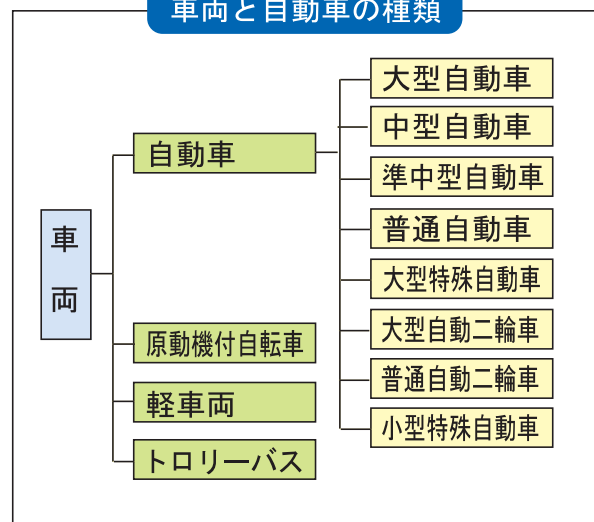
●自動車

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他

道路交通法の構成

1. 総則
2. 歩行者の通行方法
3. 車両及び路面電車の交通方法
4. 運転者及び使用者の義務
5. 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例
6. 道路の使用等
7. 自動車及び原動機付自転車の運転免許
8. 講習
9. 交通事故調査分析センター
10. 雑則
11. 罰則
12. 反則行為に関する処理手続の特例

車両と自動車の種類



の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいいます。

◆ 自動車の種類

自動車は、道路交通法施行規則で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の高さを基準として、8つに区分されています。

自動車の種類	車体の大きさ等		
大型自動車	大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が11,000キログラム以上のもの、最大積載量が6,500キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上のもの		
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が7,500キログラム以上11,000キログラム未満のもの、最大積載量が4,500キログラム以上6,500キログラム未満のもの又は乗車定員が11人以上29人以下のもの		
準中型自動車	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が3,500キログラム以上7,500キログラム未満のもの、又は最大積載量が2,000キログラム以上4,500キログラム未満のもの		
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車		
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車（内閣総理大臣が指定するものを除く。）、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、フォーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車（この表の小型特殊自動車の項において「特殊自動車」という。）で、小型特殊自動車以外のもの		
大型自動二輪車	総排気量0.4リットルを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車（側車付きのものを含む。）で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの		
普通自動二輪車	二輪の自動車（側車付きのものを含む。）で、大型特殊自動車、大型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のもの		
小型特殊自動車	特殊自動車で、車体の大きさが下欄に該当するもののうち、15キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造のもの		
	長さ	幅	高さ
	4.7メートル以下	1.7メートル以下	2.0メートル（ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0メートル以下のものにあつては、2.8メートル）以下

◆車両及び路面電車の交通方法

車両の交通方法は、下記のとおりで、いずれも運転者の皆さんが免許を取得するときに学習した内容となっています。

- ① 通則
- ② 速度
- ③ 横断等
- ④ 追越し等
- ⑤ 踏切の通過
- ⑥ 交差点における通行方法等
- ⑥の2 横断歩行者等の保護のための通行方法
- ⑦ 緊急自動車等
- ⑧ 徐行及び一時停止
- ⑨ 停車及び駐車
- ⑨の2 違法停車及び違法駐車に対する措置
- ⑩ 灯火及び合図
- ⑪ 乗車、積載及び牽引
- ⑫ 整備不良車両の運転の禁止等
- ⑬ 自転車の交通方法の特例

◆踏切の通過

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等の停止線があるときは、その直前）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはなりません。

ただし、踏切用信号機に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができます。

踏切内で故障などによって車両等を運転できなくなった場合、運転者は直ちに非常信号を行うなどして、鉄道係員や警察官等に知らせなければなりません。また、当該車両等を踏切以外の

場所に移動するため必要な措置を講じなければなりません。

◆左折

「左折」するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければなりません。

◆右折

「右折」するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければなりません。

◆徐行

下記の場合は徐行しなければなりません。

- ・道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行するとき
- ・左右の見通しがきかない交差点に入ろうとするとき、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（交通整理がされている場合と優先道路を通行している場合は除く）
- ・道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂を通行するとき

◆一時停止

交通整理が行なわれていない交差点、あるいはその手前の直前で、道路標識等により一時停止が指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

◆駐停車の禁止

下記の場所では、警察官の命令や危険を防止するためなどで一時停止する場合を除いて、駐停車してはなりません。

- 道路標識等により駐停車が禁止されている道路の部分
- 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の道路の部分
- 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分
- 乗合自動車の停留所又はトロリーバスもしくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の道路の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る）

- 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分

◆駐車の禁止

下記の場所では、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときを除いて、駐車してはなりません。

- 道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分
- 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納もしくは修理のため道路外に設けられた施設又は道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の道路の部分
- 道路工事が行なわれている場合、その工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分
- 消防用機械器具の置場もしくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分
- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置、又は消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の道路の部分
- 火災報知機から1メートル以内の道路の部分

●無余地駐車の禁止

法令に従って駐車する場合でも、車両の右側の道路上に3.5メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないときには、駐車できません。

ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、もしくは運転者がその車両を離れたが、

直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りではありません。

◆乗車の方法

車両の運転者は、車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させて運転してはなりません。また、政令で定める乗車人員の制限を超えて乗車させてはなりません。

◆積載の方法

車両の運転者は、乗車もしくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはなりません。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているときは、その貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができます。

◆積載の制限

車両の運転者は、政令で定める積載物の重量、大きさもしくは積載の方法の制限を超えた積載をして運転してはなりません。

●積載物の重量の制限

積載物の重量が自動車検査証等に記載された最大積載重量を超えてはなりません。

●積載物の大きさの制限

積載物の大きさは、次の制限を超えてはなりません。

- ・自動車の長さとその10分の1の長さを加えた長さ

- ・自動車の幅
- ・3.8メートル（または4.1メートル未満の範囲内で公安委員会が定める高さ）からその自動車の荷台の高さを減じた高さ

●積載の方法の制限

積載の方法は、次の条件を超えてはなりません。

- ・車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと
- ・車体の左右からはみ出さないこと

◆積載制限外許可

貨物を分割することができないため、積載制限を超える積載をせざるを得ない場合があります。このようなケースでは、出発地警察署長の許可を受ければ、許可条件の範囲内で積載制限を超える積載をして車両を運転することができます。

許可される場合は、下記の許可条件が必要に応じて記載された「制限外許可証」が交付されますので、運転者はそれを携行していなければなりません。

- ・積載した貨物の長さ又は幅が一定の制限を超えるときは、貨物の見やすい箇所に、昼間は0.3メートル平方以上の大きさの赤色の布を、夜間は赤色の灯火または反射器を付けること
- ・車両前面の見やすい箇所に制限外許可証を掲示すること
- ・その他、道路における危険防止に必要な事項

◆過積載車両に対する措置命令

重量測定により過積載が判明した場合、警察官は、運転者に対して、過積載を解消するための応急措置をとるよう命じることがあります。

その場において有効な応急措置がとれないと認められる場合、警察官は、過積載の程度や道路・交通の状況を勘案し、危険防止に必要な措置等をとれば、そのまま運転しても支障がないと認めるときは、過積載を解消するために必要な措置がとれる場所まで、通行の区間と経路を指定して、運転することを命じることがあります。その際、警察官が運転者に交付する書面が「通行指示書」です。運転者は、通行指示書を携行するとともに、指示内容に従って運転しなければなりません。

◆過積載車両に係る指示

過積載運行によって、警察官から応急措置を命じられた場合等において、公安委員会は、その車両の使用者の過積載防止対策が不十分と認める場合、使用者に対して、過積載防止のために必要な措置をとることを指示することがあります。

◆過積載運転の要求等の禁止

使用者以外の者は、車両の運転者に対し、下記の行為をしてはなりません。

- ・過積載をして車両を運転することを要求すること
- ・車両への積載が過積載となるとの事実を知りながら、制限重量を超える積載物を車両に積載させるため売り渡し、または引き渡すこと

上記の違反行為を行った場合、警察署長は、当該使用者以外の者が反復して違反行為をするおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、荷主に対し、違反行為をしてはならない旨を命じることができます。

◆整備不良車両の運転の禁止

車両等の使用者、車両等の装置の整備について責任を有する者または運転者は、その装置が道路運送車両法の保安基準等に適合しないため、交通の危険を生じさせ、または他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（＝整備不良車両）を運転させたり、または運転してはなりません。

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させたり、その車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求めるとともに、車両の装置について検査をすることができます。

この場合、警察官は、その車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、または他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な応急の措置をとることを命じることができます。

また、応急の措置では必要な整備ができないと認められる故障車両については、その運転を継続してはならない旨を命じることができます。

◆無免許運転の禁止

何人も、公安委員会の運転免許を受けないで、自動車又は原動機付自転車を運転してはなりません。

また、免許を受けないで自動車又は原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対して自動車又は原動機付自転車を提供してはなりません。

運転者が無免許（免許停止中である場合を含む）の状況であることを知りながら、その運転者に自己を運送することを要求したり同乗したりしてはなりません。

◆酒気帯び運転等の禁止

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはなりません。

また、酒気を帯びている者で、酒気帯び運転の違反となるおそれのある者に対して車両等を提供してはなりません。

さらに、酒気帯び運転を行うこととなるおそれのある者に対して、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはなりません。

そして、運転者が酒気を帯びているのを知りながら、車両を運転して自己を運送するよう要求したり、酒気帯び運転を行う車両に同乗してはなりません。

◆過労運転等の禁止

何人も、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはなりません。

◆共同危険行為等の禁止

2人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において2台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはなりません。

いわゆる暴走族の暴走行為を禁じていますが、トラックの隊列走行にも適用される可能性もあります。

【道交法上の罰則等】

酒酔い運転	
罰 則	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数	35点

酒気帯び運転	
罰 則	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数	呼気1リットル中のアルコール濃度 ◆0.25mg以上 25点 ◆0.15mg以上0.25mg未満 13点

【処罰法上の罰則等】

危険運転致死傷罪
死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
負傷事故 → 15年以下の懲役

過失運転致死傷罪
7年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金

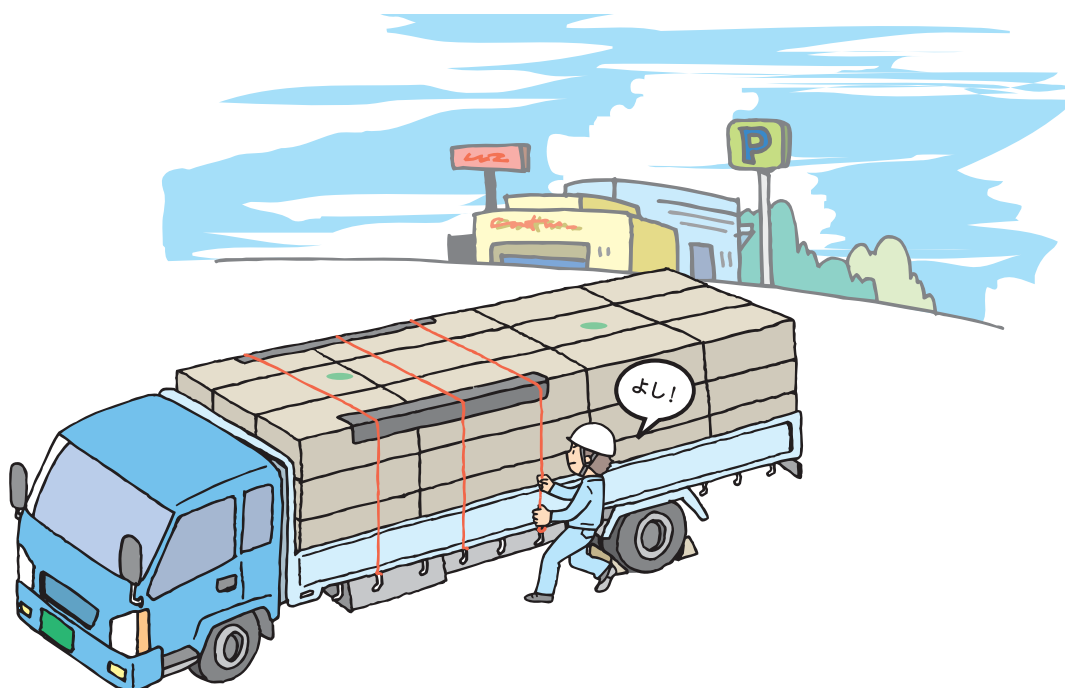
◆安全運転の義務

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキ、その他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

◆運転者の遵守事項

車両等の運転者は、下記の事項を守らなければなりません。

- ぬかるみや水たまりでは泥水等を飛散させないように徐行等を励行すること
- 身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目の見えない者等がつえを携えて通行しているとき、または監護者が付き添わない児童・幼児が歩行しているとき等は、一時停止や徐行をして、その通行や歩行を妨げないこと
- 高齢者、身体障害者等の通行に支障ある歩行者が通行しているときは、一時停止や徐行して、その通行を妨げないこと
- 乗降のために停車している通学通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること
- 安全地帯に歩行者がいるとき、その側方を通過する際は徐行すること
- 車両等に乗車している者の転落や積載物の転落や飛散を防ぐため必要な措置を講ずること
- 積載物が道路に転落または飛散したときは、速やかに危険防止のため必要な措置を講ずること



- ・乗車する者の乗降の際には安全を確認し、交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること
- ・車両等を離れるときは、原動機を止め、完全にブレーキをかける等、停止状態を保つため必要な措置を講ずること
- ・車両を離れるときは、他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること
- ・他人に迷惑を及ぼすような騒音を生じさせる方法で、急発進等をさせ、原動機を空ふかしさせないこと
- ・初心運転者標識や高齢運転者標識等を付けた表示自動車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んだりしないこと
- ・自動車が停止しているときを除いて、無線通話装置で通話したり、画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと
- ・前各号のほか、道路・交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

●その他の遵守事項

マフラーの取り外しや違法マフラーの取り付け、シートベルト着用の義務付け、免許取得1年に達しない者の初心運転者標識の表示義務等の遵守事項が定められています。

◆交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、関係する自動車の運転者や乗務員は、

- ①直ちに自動車の運転を停止する
- ②負傷者を救護する

③道路における危険を防止するなどの必要な措置を講じなければなりません。

この場合、運転者（運転者が死亡し、または負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときはその警察官、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に対して、次の事項を報告しなければなりません。

- ・交通事故が発生した日時と場所
- ・死傷者の数と負傷者の負傷の程度
- ・損壊した物と損壊の程度
- ・関係する車両等の積載物
- ・当該交通事故について講じた措置

報告を受けた警察署の警察官は、運転者や乗務員に対して、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、警察官が現場に到着するまで現場を立ち去らないよう命ずる権限があります。

また、現場の警察官は、負傷者の救護、道路上の危険防止、交通の安全等のために必要な指示を行う権限がありますので、その命令や指示に従わなければなりません。

◆使用者の義務

車両等の使用者は、その者の業務に関し車両等を運転させる場合、車両等の運転者およびその運行を直接管理する地位にある者に、道路交通法やこれに基づく命令に規定する安全な運転に関する事項を遵守させるように努めなければなりません。

また、車両の使用者は、運転者に、車両を運転するにあたって車両の速度、

駐車、積載ならびに運転者の心身の状態に関して道交法やこれに基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければなりません。

それ以外にも、車両の使用者は、車両の適正な駐車場所の確保等、必要な措置を講じなければなりません。

◆違反行為の下命・容認の禁止

自動車の使用者（自動車の運行を直接管理する地位にある者を含めて、以下「使用者等」といいます）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、下記の7項目のいずれの行為も命じてはなりません。または、自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはなりません。

- ①無免許運転
- ②最高速度違反運転
- ③酒気帯び運転・酒酔い運転
- ④過労運転等
- ⑤大型自動車等の無資格運転
- ⑥過積載自動車の運転
- ⑦自動車の放置行為

なお、自動車の使用者等が上記の違反に該当した場合、その者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、または著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、自動車の使用者に対し、6カ月を超えない範囲内で期間を定めて、違反に係る自動車を運転させてはならない旨を命ずることができます。

◆高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

高速自動車国道及び自動車専用道路では、下記のような事項について、交通方法等が定められています。

- ・最低速度
- ・横断等の禁止
- ・本線車道に入る場合等における他の自動車との関係
- ・本線車道の出入の方法
- ・停車及び駐車の禁止
- ・重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分
- ・緊急自動車等の特例

運転者の義務として、あらかじめ、燃料、冷却水もしくは原動機のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検しなければなりません。そして、点検の結果によって、必要な措置を講じなければなりません。

また、運転者は、積載している物を転落させ、もしくは飛散させることを防止するための措置を講じなければなりません。

その他、故障等で路肩もしくは路側帯に自動車を停止させるときは、停止表示板や停止表示灯等で停止していることを表示しなければなりません。

◆運転免許

自動車等を運転しようとする者は、自動車等の種類に応じた公安委員会の運転免許を受けなければなりません。

なお、免許には一般的な第一種免許のほかに、バス、タクシー事業等のドライバーに必要な第二種免許があります。

第一種免許には下記の10種類があります。

- ①大型自動車免許
- ②中型自動車免許
- ③準中型自動車免許
- ④普通自動車免許
- ⑤大型特殊自動車免許
- ⑥大型自動二輪車免許
- ⑦普通自動二輪車免許

- ⑧小型特殊自動車免許
- ⑨原動機付自転車免許
- ⑩牽引免許

運転免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯し、警察官から免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。



最近の道路交通法等の主な改正点

【平成16年11月1日施行】

- 走行中の携帯電話の使用等に対する罰則の整備
- 飲酒検知拒否に対する罰則の強化

【平成18年6月1日施行】

- 駐車に係る車両の使用者の義務の強化
- 車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度の整備
- 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務等の民間への委託に関する規定の整備

【平成19年6月2日施行】

- 中型自動車・中型免許の新設

【平成19年9月19日施行】

- 飲酒運転幫助行為に対する罰則の整備
- 飲酒運転等に対する罰則の強化
- 救護義務違反に対する罰則の強化
- 危険防止措置としての免許証提示義務の整備

【平成20年6月1日施行】

- 後部座席でのシートベルト着用義務化
- 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する幅寄せ等の禁止に関する規定の整備

【平成21年6月1日施行】

- 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入等
- 運転免許を受けることができない期間等に関する規定の整備

【平成22年4月19日施行】

- 高齢運転者等に係る駐停車規制の特例に関する規定の整備

【平成23年2月1日施行】

- 高齢運転者標識の変更

【平成24年4月1日施行】

- 右折の青色の矢印信号で右折に加えて転回も可能とするなどの矢印信号に関する規程の整備
- 聴覚障害者が取得できる運転免許の種類等の拡大
- ※普通乗用自動車のほか、普通貨物自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車等が運転可能になった。

【平成25年12月1日施行】

- 無免許運転、無免許運転の下命・容認に対する罰則強化
- 無免許運転の幫助行為に対する罰則の整備
- 無免許運転の違反点数の引上げ

【平成26年6月1日施行】

- 運転免許を受けようとする者又は運転免許証の更新を受けようとする者に対する質問等に関する規定の整備

【平成26年9月1日施行】

- 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備

【平成27年6月1日施行】

- 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

【平成29年3月12日施行】

- 準中型自動車・準中型自動車免許の新設
- 75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の導入及び臨時適性検査の見直し等

2

道路運送車両法

◆道路を走行する車両の法律

道路運送車両法は、国土交通省が所管する法律で、ナンバープレートや車検証等といった自動車を登録する制度、安全で環境に配慮した自動車の構造や装置を定める基準、点検整備等を定めた法律です。

運転については道路交通法、車両については道路運送車両法と覚えておくとよいでしょう。

また、整備工場に関する事項も、この法律で定められています。

◆自動車の種別

道路運送車両法では、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の5つの種別に区分しています。

（「自動車の種別」の規定について、詳しくは「第5分冊」を参照）

◆自動車の登録

自動車は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録したものでなければ、これを運行の用に供してはなりません。登録を受けた自動車であれば、第三者に対して所有権の得喪を主張することができます。

登録の種類には、新規登録、変更登録、移転登録、一時抹消登録、輸出抹消登録および永久抹消登録の6種類があります。

●新規登録

登録を受けていない自動車の登録を新たに受けようとする場合、所有者は、国土交通大臣に対して申請書に譲渡証明書等を付して提出し、かつ、その自動車を新規検査のために提示しなければなりません。申請が登録基準を満たしていると、自動車は自動車登録ファイルに登録され、申請者には自動車登録番号標（ナンバープレート）が交付されます。

●変更登録

登録された自動車の型式、車台番号、原動機の型式、所有者の名称（社名）・住所、使用の本拠地に変更があった場合、その事由の発生日から15日以内に所有者が申請をしなければなりません。

●移転登録

登録された自動車について所有者の変更があった場合、その事由の発生日から15日以内に新たな所有者が申請しなければなりません。

◆ナンバープレート

●封印

ナンバープレートは、国土交通大臣から委託を受けた者により封印を受けなければなりません。封印の位置は、自動車の後面に取り付けられたナンバープレートの左側の取り付け箇所となります。

取り付けられた封印は、整備などや

むを得ない場合を除いて、取り外してはなりません。

●表示義務

ナンバープレートが自動車の前面と後面の見やすい位置に確実に取り付けられ、運行中に判読できるよう表示されなければ、運行の用に供してはなりません。ただし、三輪車やトレーラなどは前面の表示を省略できます。

ナンバープレートを折ったり汚したりして、登録番号を見にくくする行為は、表示義務違反となり、50万円以下の罰金刑に処されることもあります。

●返納

登録された自動車について、自動車登録番号の変更通知または永久抹消登録あるいは一時抹消登録を受けた場合、所有者は、ナンバープレートと封印を取り外して、法令が定める方法により破壊、廃棄または国土交通大臣に返納しなければなりません。

◆臨時運行

試運転を行う場合または新規登録、新規検査あるいは車検切れ後の継続検査などの提示のため車検場まで回送する場合などに限って、臨時運行許可を受ければ自動車を運行することができます。

臨時運行の際には、交付された臨時運行許可証と貸与された臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を表示する必要があります。なお、許可期間の満了後はそれらを5日以内に返納しなければなりません。

◆道路運送車両の保安基準

●自動車の構造

自動車は、その構造が、下記の事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはなりません。

- ①長さ、幅及び高さ
- ②最低地上高
- ③車両総重量（車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）
- ④車輪にかかる荷重
- ⑤車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう）に対する割合
- ⑥車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- ⑦最大安定傾斜角度
- ⑧最小回転半径
- ⑨接地部及び接地圧

●自動車の装置

自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはなりません。

- ①原動機及び動力伝達装置
- ②車輪及び車軸、そり、その他の走行装置
- ③操縦装置
- ④制動装置
- ⑤ばねその他の緩衝装置
- ⑥燃料装置及び電気装置
- ⑦車枠及び車体
- ⑧連結装置

- ⑨乗車装置及び物品積載装置
- ⑩前面ガラス、その他の窓ガラス
- ⑪消音器その他の騒音防止装置
- ⑫ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- ⑬前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- ⑭警音器その他の警報装置
- ⑮方向指示器その他の指示装置
- ⑯後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- ⑰速度計、走行距離計その他の計器
- ⑱消火器その他の防火装置
- ⑲内圧容器及びその附属装置
- ⑳その他政令で定める特に必要な自動車の装置

◆乗車定員又は最大積載量

自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはなりません。

以上の記述に類出する「技術基準」については、「道路運送車両の保安基準」と告示によってさらに詳細に決められています。

◆道路運送車両の点検及び整備

●点検・整備の義務

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければなりません。

●日常点検整備

自動車の使用者は、自動車の走行距

離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければなりません。

事業用貨物自動車を運行する者は、上記に係わらず、1日1回、その運行の開始前に別表第1の「日常点検基準」とおり点検をしなければなりません。

●定期点検整備

自動車の使用者は、下記の自動車について、それぞれの期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ別表第3の「定期点検基準」とおり自動車を点検しなければなりません。

- ・自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3か月
- ・道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く） 6か月
- ・上記以外の自動車 1年

簡単にいうと、事業用トラック、バスは3か月、レンタカーは6か月、車両総重量8トン未満の自家用自動車は12か月ごととなります。

日常点検基準 別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (* 1) 4 溝の深さが十分であること。 (* 2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(* 1) 液量が適当であること。
4 原動機	(* 1) 1 冷却水の量が適当であること。 (* 1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (* 1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (* 1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (* 1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(* 1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (* 1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注)○1 (* 1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
○2 (* 2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。



定期点検基準 別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	(*2) 緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	(*2) 連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (*2) 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (*2) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(*2) 1 ディスクとパッドとのすき間 (*2) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
二重安全ブレーキ機構		機能	
走行装置	ホイール	(*2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (*2) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(*3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (*2) 2 ベローズの損傷 (*2) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切り切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
	トランスミッション及びトランスファ	(*2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(*2) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(*2) 油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置	(*2)(*4) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	(*2) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗淨液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置作用			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ		(*2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷	
連結装置			1 カブラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席			(*1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置			機能
その他		シャシ各部の給油脂状態	

(注)

- 1 (*1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。
- 2 (*2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- 3 (*3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
- 4 (*4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

●点検結果に基づく整備

日常・定期点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければなりません。

●定期点検記録簿

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検又は整備をしたときは、遅滞なく、下記の事項を記載しなければなりません。

- ①点検の年月日
- ②点検の結果
- ③整備の概要
- ④整備を完了した年月日
- ⑤その他国土交通省令で定める事項（登録番号や点検又は分解整備時の総走行距離、実施者の氏名など）

事業用貨物自動車の定期点検記録簿は記載の日から1年間保存しなければなりません。

◆整備管理者

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し、特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって、国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土

交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければなりません。

事業用トラックについては、5台以上の使用の本拠ごとに、整備管理者を選任し、選任日から15日以内に地方運輸局長に届け出なければなりません。

整備管理者を選任しなければならない者は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければなりません。

●整備管理者になるために必要な資格

- ①整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検もしくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者
 - ②自動車整備士技能検定に合格した者（1級、2級又は3級）
 - ③上記の技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者
- ※ただし、整備管理者として解任されたことがある場合、解任の日から2年を経過していること。

●整備管理者の法定業務

- ①日常点検整備（道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項）に規定する日常点検の実施方法を定めること
- ②日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ③定期点検整備（道路運送車両法第48条第1項）に規定する定期点検を実施すること
- ④日常点検・定期点検のほか、随時必

要な点検を実施すること

- ⑤日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること
- ⑥定期点検及び⑤の整備の実施計画を定めること
- ⑦点検整備記録簿（道路運送車両法第49条第1項に基づく）その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること
- ⑧自動車車庫を管理すること
- ⑨①～⑧の事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること

◆自動車検査証の備付けと有効期間

自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ運行の用に供してはなりません。

また、自動車には常に自動車検査証を備え付けておかなければなりません。

車両総重量8トン未満の事業用貨物自動車の自動車検査証の有効期限は初回交付では2年、2回目以降1年になります。同じく8トン以上の事業用貨物自動車の有効期限はいつも1年となります。

◆検査標章の備付け

自動車は、検査標章を自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付け、表示しなければ運行の用に供してはなりません。

ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車の場合、自動車の後面に取

りつけられた自動車登録番号標または車両番号標の左上部に、見やすいように貼り付けて表示します。

◆整備命令と不正改造

整備不良車の運行が発見されると、その事業者は地方運輸局長から整備命令や使用制限を指示されます。そして、この命令や指示に従わないときには、トラックの使用停止処分を受けます。

車検証が有効なトラックに装置の取付けや取外し等を行って、故意に保安基準に適合しないようにする行為を「不正改造」といい、これはすべて禁止されています。

不正改造車の運行が発見された場合には、整備不良車と同様に整備命令や使用制限が指示されます。なお、トラックに整備命令標章が貼付された場合には、命令を受けた日から15日以内に整備を完了したトラックと車検証を提示しないと、この標章を取除くことができません。命令や指示に従わないときのトラックの使用停止処分は長期間になります。

●自動車検査証



3

道路法

◆道路網を整備するための法律

道路法は、国土交通省が所管する法律で、高速道路や国道等の路線の指定、道路の構造基準、道路の管理や保全等を定めた法律です。道路には、トンネルや橋も含まれますので、これらの構造、保全や管理もこの法律に基づいて行われます。

◆道路管理者

国道の新設または改築する者、国道の維持や修繕を行う者、都道府県道や市町村道を管理する者を道路管理者といいます。道路管理者は道路の維持や修繕を行い、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければなりません。

◆道路の保全

車両から積載物が落下する等によって、道路の構造または交通に支障が及ぶおそれがあるとき、道路管理者はその車両に対して必要な措置をするように命ずることができます。

また、違法に放置された物を撤去したり、道路標識や区画線を設けることもできます。さらに、道路が破損・決壊して危険な場合や道路工事を行う場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止・あるいは制限することができます。

◆車両制限令

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路との関係から、車両の幅、重量、高さ、長さ、最

小回転半径の最高限度を定めています。この車両についての制限を定めたものを「車両制限令」といいます。

車両制限令で定めた最高限度をこえるときは、道路を通行することができません。また、最高限度内でも、トンネル、橋や高架等の構造によっては通行を禁止または制限されることがあります。

◆限度超過車両の通行の許可等

道路路管理者は、車両の構造や車両に積載する貨物が特殊なため、幅や重量等の最高限度を超えた状態で道路を通行せざるを得ないと認めるときは、申請者の申請に基づいて通行を許可することができます。

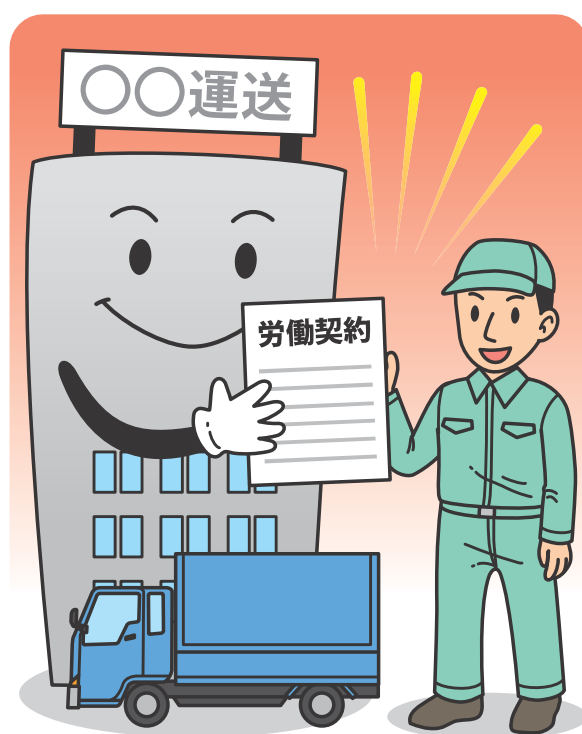
その際、道路管理者から申請者に対して、通行経路や通行時間等について、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため必要な条件が付されます。

※通行許可の手続きを定めたものを「車両の通行の許可の手続き等を定める省令」といいます。



第3章

労働基準法と 労働安全衛生法



1

労働基準法

◆労働者の「人たるに値する生活」を確保するための法律

労働基準法は、使用者と労働者の労働契約、解雇・退職の方法、賃金の支払い、労働時間、休憩や休日の取り方、災害補償等について規定された法律です。

◆使用者と労働者

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者を行います。

「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいいます。したがって、会社役員その他にも役職者なども含む広い概念となり、運行管理者なども使用者に該当します。

◆使用者の義務

使用者は、均等待遇、男女同一賃金の原則、強制労働の禁止及び中間搾取の排除など人権の擁護について遵守しなければなりません。

●均等待遇

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはなりません。

●男女同一賃金の原則

使用者は、労働者が女性であること

を理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはなりません。

●強制労働の禁止

使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはなりません。

●中間搾取の排除

どのような立場であっても、法律が認める場合を除いて、事業として、他人の就業に介入して利益を得てはなりません。

●公民権行使の保障

使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではなりません。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができます。

◆労働契約

労働基準法を下回る労働条件で締結された労働契約の場合、その部分については無効となります。無効となった部分は、労働基準法で定める基準に準じます。

労働契約の締結に際して、使用者は、労働者に対して賃金、労働時間その他一定の労働条件を明示しなければなり

ません。

この場合、契約期間、勤務（就業場所・従事業務・始終業時刻・時間外勤務・休憩時間・休日・休暇等）、賃金（決定・支払の方法と時期・昇給等）、退職、解雇などの重要事項については、書面を交付して明示しなければなりません。そして、明示された労働条件が事実と相違する場合、労働者は、即時に労働契約を解除することができます。

次に、契約期間については、下記の例外を除いて、原則として3年を超える労働契約の締結が禁止されています。

- ・期間の定めのない契約
- ・一定の事業の完了に必要な期間を定める契約
- ・下記のいずれかの契約は5年まで延長可能

イ厚生労働大臣が基準を定める専門的知識、技術等を要する業務に就く労働者と契約

ロ満60歳以上の労働者との間に締結される契約

その他、使用者には次のようなことが禁止されています。

●賠償予定の禁止

労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはなりません。

●前借金相殺の禁止

前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはなりません。

●強制貯金

労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはなりません。

なお、会社は委託を受けて労働者の貯蓄金を管理する場合、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければなりません。

◆解雇・退職

使用者は、労働者を解雇しようとする場合、次の2つの場合を除いて、少なくとも30日前に予告するか、平均賃金の30日分以上を支払わなければなりません。

- ・天災事変その他やむを得ない事由により事業継続が不可能になった場合（行政官庁の認定が要件）
- ・労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合（客観的に見て合理的な理由および社会通念上の相当性が要件）

使用者は、労働基準法による打切補償を行う場合と天災事変等の場合を除いて、次の期間内は労働者を解雇できません。

- ・業務上の負傷・疾病による療養休業期間とその後30日間
- ・労働基準法が定める産前産後休業の期間とその後30日間

使用者は、労働者が退職時に使用期間、業務の種類、地位、賃金または退職事由（解雇理由を含みます）に関す

る証明書を請求した場合には、遅滞なく交付しなければなりません。この証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはなりません。

使用者は、労働者の退職・死亡にあたって本人・相続人等の権利者から請求があったときには、7日以内に賃金を支払い、積立金・保証金・貯蓄金その他、労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。

◆賃金

賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。そして、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければなりません。

その賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払う義務が使用者にはあります（賞与等の臨時に支払う賃金を除きます）。なお、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために賃金を請求する場合、支払期日前でも、使用者は既往の労働に対する賃金を支払わなければなりません。

賃金を通貨以外の小切手などで支払うためには、法令や労働協約の定めが、また、源泉所得税・社会保険料や団体生命保険料等を賃金から控除するためには、法令の定めや労働組合等との書面による協定が要件となります。

◆休業手当など

原材料不足や在庫過剰等、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、

使用者は、休業期間中、労働者に平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません。

この平均賃金とは、算定すべき事由の発生日以前の3ヵ月間に支払われた賃金総額を同じ期間中の総日数で割った金額をいいます。

出来高払いの賃金制度で働く労働者に対しては、成果が出なければ賃金を支払う義務がないという理屈になりますが、そのような労働者に対しても、使用者は、労働時間に応じた一定額の賃金の保障をしなければなりません。

なお、自動車運転者に対しては、歩合給の場合でも、労働時間に応じて、固定給と合わせて、通常の賃金の6割以上の賃金が保障されるように、との行政通達が出されています。

◆労働時間

使用者は、労働者に、休憩時間を除き1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはなりません。

ただし、閑散期や年末繁忙期などのため、その事業場で使用者と労働組合等との間に書面による協定がなされている場合は、40時間を超えて労働させることができます。

なお、運転者の労働時間の場合は、別途「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で決められています。

※労働組合等とは、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者をいいます。

◆休憩

使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。なお、貨物自動車運送事業は、休憩時間を一斉に与えなくてもよいとされています。

この休憩時間は、労働者が自由に利用できる時間となりますので、いわゆる荷待ちや手待ちは含まれません。言い換えれば労働時間として扱われます。

◆休日

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければなりません。ただし、4週間を通じ4日以上以上の休日を与えれば週1回の休日でも構いません。

なお、トラックドライバーには、改善基準告示で、少なくとも2週間に1回休日を与えることとされています。

◆時間外および休日の労働

使用者が労働者の労働時間を延長し、または休日に労働させるためには、次の2要件を備えていなければなりません。

- ・事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、これがない場合には労働者の過半数を代表する者と書面による協定をすること。
 - ・その協定書を行政官庁に届け出ること。
- なお、就業規則等の規定が前提となります。

◆年次有給休暇

使用者は、雇入れの日から起算して①6カ月間継続勤務し、②全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10労働日の有給休暇を与えなければなりません。なお、パート等は所定労働日に応じます。

さらに、雇入れの日から6カ月経過した日から起算した継続勤務年数が1年ごとに、全労働日の8割出勤を条件に、さらに下表の労働日を加算した有給休暇を与えなければなりません。

なお、療養休業期間、育児休業期間、介護休業期間、産前産後休業期間は出勤日として算定されます。

労働者から年次有給休暇を請求された場合、使用者は、請求された時季に与えなければなりません。

ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができます。これを「時季変更権」といいます。

労働組合等との書面による協定を要件に、5日以内に限った「時間単位」の年次有給休暇を与えることもできます。

【10日に加算する年次有給休暇日数】

6カ月経過日から起算した継続勤務年数	労働日
1年	1労働日
2年	2労働日
3年	4労働日
4年	6労働日
5年	8労働日
6年以上	10労働日

◆年少者

使用者は、満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了していない児童を原則として使用できません。

使用者は、満18才未満の者を使用する場合、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければなりません。

●労働時間

使用者は、満18才未満の者は午後10時から午前5時までの間の深夜業務に使用することはできませんが、交替制勤務であれば満16才以上の男性を使用することができます。なお、満18才未満の者には時間外労働を定めた法令（第36条）は、原則適用になりません。

●就業内容

使用者は、満18才未満の者に、厚生労働省令で定める危険な業務、重量物を取り扱う業務、安全・衛生・福祉に有害な場所における業務に就かせることができません。

また、未成年者が労働契約を締結する場合には親権者・後見人等の法定代理人の同意が必要です。仮に未成年者に不利であると認める労働契約については、法定代理人または行政官庁が解除できます。

また、法定代理人といえども未成年者の代理として労働契約を締結することはできませんし、未成年者の賃金を代って受け取ることもできません。賃金は未成年者が単独で請求することができます。

◆妊産婦等

使用者は、妊娠中の女性および産後1年を経過しない女性（以下、「妊産婦」といいます）を、厚生労働省令で定める妊産婦の妊娠・出産・哺育等に有害な業務に就かせることができません。

また、妊娠中の女性が他の軽易な業務への配置転換を請求した場合には、これに応じなければなりません。さらに、妊産婦が時間外労働、休日労働、深夜業務を拒んだ場合には、これに応じなければなりません。

使用者は、6週間以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合には就業させることができません。また、産後8週間を経過しない女性も就業させられません。

ただし、産後6週間を経過した女性が、医師が支障ないと認めた業務への就業を請求した場合には就業させることができます。

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間のほかに、1日2回各々少なくとも30分、育児のための時間を請求することができます。使用者は、この育児時間中は、その女性を使用できません。

◆災害補償

労働者が業務上の事由で負傷・疾病・障害・死亡した場合に、労働者とその家族の生活を支える責任を使用者に負わせる観点から、労働基準法は5種類の補償制度を定めています。

また、使用者は自らの補償責任を担保するため、労働者災害補償保険への加入を義務付けられています。

◆就業規則

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければなりません。

就業規則に記載しなければならない項目は11項目あります。

- ① 始業時刻、休憩、休日、休暇、交替制などに関する事項
- ② 賃金の支払、昇給などに関する事項
- ③ 退職、解雇に関する事項
- ④ 退職手当の支給対象者・支払などに関する事項
- ⑤ 臨時の賃金などに関する事項
- ⑥ 食費、作業用品などを労働者が負担する場合などに関する事項
- ⑦ 安全及び衛生に関する事項
- ⑧ 職業訓練に関する事項

⑨ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

⑩ 表彰・制裁に関する事項

⑪ その他、事業場の労働者すべてに適用される事項

就業規則を作成するときや変更する場合、使用者は労働組合等（労働時間の項の※を参照）の意見を聴かなければなりません。そして、この意見を記した書面を添付して、就業規則を行政官庁に届出する義務があります。

労働組合等の承認や同意までは必要ありませんが、意見聴取と届出の手続きを踏まなければなりません。

就業規則が労働基準法や労働協約に抵触する場合、行政官庁が就業規則の変更を命ずることがあります。



2

労働安全衛生法

◆職場の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるための法律

労働安全衛生法は、労働災害を防ぐために危険なものについては基準を作成し、責任体制を明確にして、事業者や労働者が自主的に安全・健康・快適な職場環境を作れるように促進することを定めた法律です。

安全衛生委員会、フォークリフトの運転資格、定期健康診断やストレスチェックに関する事項も、この法律で定められています。

◆事業者と労働者の責務

●事業者

単に労働安全衛生法で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければなりません。

●労働者

労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければなりません。

●安全管理者

運送業の事業者は、常時使用する労働者が50人以上の事業場の場合、安全管理者を選任しなければなりません。安全管理者の職務は、安全に関する技術的な管理となります（管理項目は、統括安全衛生管理者と同じです）。

また、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

●衛生管理者

運送業の事業者は、常時使用する労働者が50人以上の場合、その人数に応じて、衛生管理者を選任しなければなりません。衛生管理者の職務は、衛生に係る技術的事項の管理となります（管理項目は、統括安全衛生管理者と同じです）。

また、衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

※安全管理者と衛生管理者に選任されるためには、国で規定する資格が必要です。

●総括安全衛生管理者

常時使用する労働者が100人以上の事業場の場合、総括安全衛生管理者を選任しなければなりません。

●安全衛生推進者

運送業の事業者は、常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場の場合、安全衛生推進者を選任しなければなりません。安全衛生推進者の業務は、統括安全衛生管理者と同じ内容となります。

●産業医

運送業の事業者は、常時使用する労働者が50人以上の事業場の場合、産業医を選任しなければなりません。なお、1,000人以上の労働者が従事する事業場と、重量物の取扱等重激な業務、深夜業を業務に常時500人以上の労働者が従事する事業場は、その事業場に専属の産業医を必要とします。

●作業主任者（はい作業主任者など）

事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とするはい作業、足場の組立作業など、政令で定められた作業については、作業主任者を選任しなければなりません。

たとえば、高さが2 m以上のはいのはい付け、はいくずし（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）作業の場合は、はい作業主任者を選任しなければなりません。はい作業主任者の職務は、作業方法や順序の決定、作業の直接指揮、機器や工具の点検などとなっています。

※「はい」とは、倉庫や建築現場などに積み重ねられたダンボールや袋物などの荷が集まった状態をいいます。「はい付け」は荷を積み上げること、「はいくずし」は積み上げられた荷

をくずすことを言います。

※作業主任者に選任されるためには、国で規定する資格が必要です。

◆安全委員会

運送業の事業者は、常時使用する労働者が50人以上の事業場の場合、安全委員会を設置しなければなりません。委員には、安全に関して経験のある労働者が必ず加わります。

安全委員会では、労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関することなど、定められた項目の調査審議を行わなければなりません。

◆衛生委員会

運送業の事業者は、常時使用する労働者が50人以上の事業場の場合、衛生委員会を設置しなければなりません。委員には、衛生に関して経験のある労働者が必ず加わります。

衛生委員会では、労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関することなど、定められた項目の調査審議を行わなければなりません。

【ポイント】

安全委員会と衛生委員会を安全衛生委員会として同時に行うことができます。

【ポイント】

安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会は毎月1回以上開催しなければなりません。また、議事の概要を労働者に周知するとともに、重要なものは必ず記録をとって3年間保存しなければなりません。

◆労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）

運送業の事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等に関するリスクアセスメント、又は作業行動やその他業務に起因するリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて、法令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

【ポイント】

OSHMSは、事業者が労働者の協力の下に「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」（「PDCAサイクル」といわれます）という一連の過程を定めて、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進、さらに進んで快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みです。

※「OSHMS」は、Occupational Safety and Health Management Systemの頭文字です。

（出典：中央労働災害防止協会HP）

●リスクアセスメント

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するため手法です。

リスクアセスメントでは、次の手順で行われます。

- ①危険性又は有害性の特定
- ②危険性又は有害性ごとのリスクの見積り

- ③リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討

- ④リスクの低減措置の実施

（出典：中央労働災害防止協会HP）

◆安全衛生教育

●雇入れ時の教育

事業者は、労働者に対して、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。労働者の作業内容を変更したときも同様です。

教育の内容は、下記のとおりです。

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- ③作業手順に関すること
- ④作業開始時の点検に関すること
- ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること
- ⑧前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

●危険又は有害な業務に就くときの教育

- 事業者は、
- ・構内作業での最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務
 - ・つり上げ加重1トン未満のクレーン、

移動式クレーン又はデリックの玉が
け業務

などの危険又は有害な業務に就かせる
ときは、当該業務に関する安全又は衛
生のための特別の教育を行わなけれ
ばなりません。

●危険又は有害な業務に就いている者 の教育

事業者は、その事業場における安全
衛生の水準の向上を図るため、危険又
は有害な業務に現に就いている者に対
し、その従事する業務に関する安全又
は衛生のための教育を行うように努め
なければなりません。

◆フォークリフトの運転資格

最大荷重1トン以上のフォークリフ
トを運転するときは下記のいずれかを
満たしている者でなければなりません。

- ①フォークリフト運転技能講習を修了
した者
- ②職業能力開発促進法第27条第1項の
準則訓練である普通職業訓練のうち
職業能力開発促進法施行規則別表第
2の訓練科の欄に定める揚重運搬機
械運転系港湾荷役科の訓練（通信の
方法によって行うものを除く。）を
修了した者で、フォークリフトにつ
いての訓練を受けたもの
- ③その他厚生労働大臣が定める者

◆中高年齢者等についての配慮

事業者は、中高年齢者その他労働災
害の防止上その就業に当たって、特に
配慮を必要とする者については、これ
らの者の心身の条件に応じて適正な配

置を行なうように努めなければなりま
せん。

◆健康の保持増進のための措置

事業者は、次の健康障害を防止する
ため必要な措置を講じなければなりま
せん。

- ①原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素
欠乏空気、病原体等による健康障害
- ②放射線、高温、低温、超音波、騒音、
振動、異常気圧等による健康障害
- ③計器監視、精密工作等の作業による
健康障害
- ④排気、排液又は残さい物による健康
障害

また、労働者を就業させる建設物そ
の他の作業場について、通路、床面、
階段等の保全並びに換気、採光、照明、
保温、防湿、休養、避難及び清潔に必
要な措置その他労働者の健康、風紀及
び生命の保持のため必要な措置を講じ
なければなりません。

法令で定められた作業場では、必要
な作業環境測定を行い、及びその結果
を記録しておく必要があります。

◆健康診断

事業者は、労働者に対し、医師によ
る健康診断を受診させなければなりま
せん。要注意や要観察の所見がある運
転者に対しては、当該運転者の日常生
活に注意し、次回の健康診断まで様子
を見なければなりません。さらに、必
要に応じて、健康維持のために医師等
の意見を参考にして、生活習慣の改善
について、当該運転者に努めさせる必
要があります。

また、気になることや症状等が見受けられれば、医師の診断を受けさせる必要があります。

●雇入時の健康診断

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、法令で定められた項目について医師による健康診断を受診させなければなりません。

※医師による健康診断を受けた後、3ヵ月を経過しない者を雇い入れる場合、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、該当項目は必要ありません。

●定期健康診断

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に法令で定められた項目について医師による健康診断を受診させなければなりません。

ただし、重量物の取扱い等重激な業務や深夜業を含む業務など、法令で定められた業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を受診させる必要があります。

●過重労働対策

事業者は、次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、または面接指導に準ずる措置を講じなければなりません。

①長時間の労働（週40時間を超える労働が、月100時間超、または前2～6

ヵ月平均で月80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）

②事業場で定める基準に該当する労働者（過重労働による健康障害防止のための総合対策（平成18年3月17日付基発第0317008号））

●メンタルヘルス

常時50人以上を使用する事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、メンタルヘルスに関するストレスチェックを行わなければなりません。

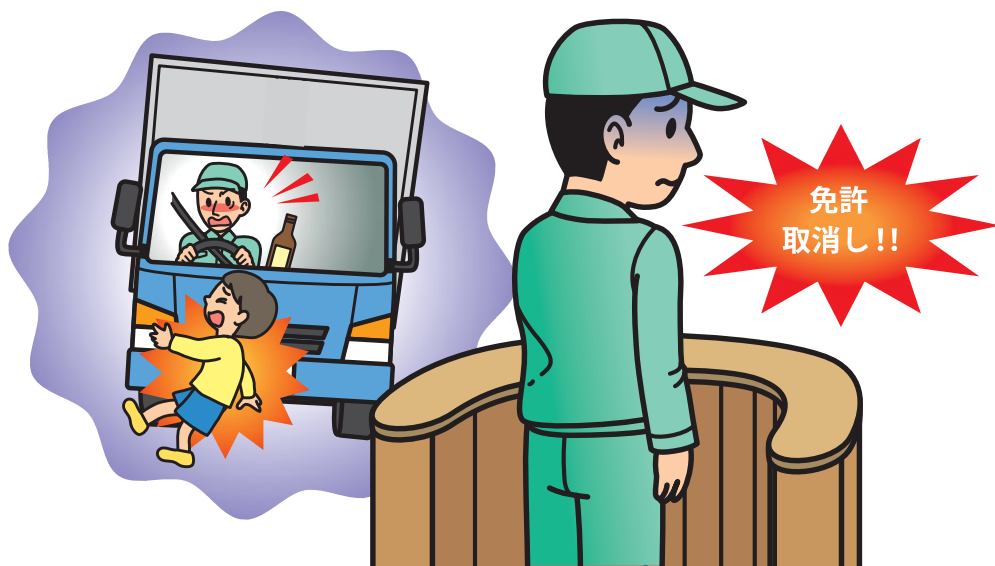
医師等が実施した検査結果は、労働者の同意を受けた上で内容を確認し、また、労働者に結果を通知しなければなりません。また、心理的な負担が高く、医師等が面接指導を必要と認めた者が、実際に面接指導を申し出たときは、医師等に面接指導を受けさせなければなりません。

※検査項目

- ①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ②当該労働者の心理的な負担による自身の自覚症状に関する項目
- ③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

第4章

義務を果たさない場合 の影響



1

両罰規定

◆違反者本人と事業者の両方を罰する

運転者や運行管理者などが、業務を行うに際して違反行為を行った場合には、違反者本人だけでなく事業者（会社）にも罰金や科料が科せられることがあります。違反者本人と事業者の両方を罰するという意味から、「両罰規定」と呼ばれています。

「両罰規定」はすべての違反行為が対象となるわけではなく、法令によって対象となる違反行為が定められています。道路交通法では、第123条に定められており、主なものをあげてみると次のようになります。

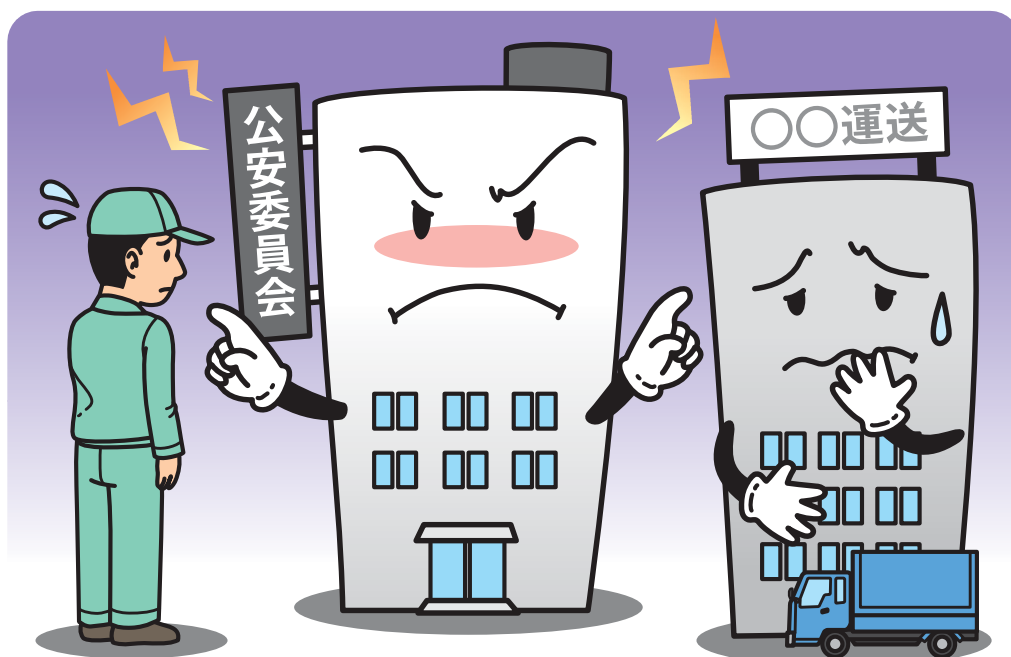
- ・ 過積載
- ・ 積載方法制限超過

- ・ 制限外許可条件違反
- ・ 整備不良
- ・ 運行記録計不備
- ・ 違反行為の下命・容認

※「違反行為の下命・容認」については、本テキストの27頁参照。

したがって、速度超過や過労運転、酒気帯び運転などは、それ単独では両罰規定の対象にはなりません。違反行為の下命・容認に該当すれば、両罰規定の対象となります。

一方、過積載や積載方法制限超過については、違反行為の下命・容認に該当する場合はもちろんですが、そうでない場合でも、両罰規定の対象となります。



2

トラックドライバーの責任

◆違反や事故に対するドライバーの3つの責任

交通違反や交通事故を起こしたドライバーに科せられるペナルティには、刑事責任・民事責任・行政処分の3種類があります。

1 刑事責任

交通違反に対しては、道路交通法で定める「懲役や罰金」という罰則が適用になります。これが刑事責任です。

人身事故を伴う交通事故であれば「自動車の運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律」が、また物損事故であれば刑法第260条（建造物等損壊及び同致死傷）あるいは第261条（器物損壊罪）がそれぞれ適用になります。いずれにしても、刑事裁判手続きを経て、刑罰が言い渡されます。

たとえば、アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させて人を負傷させると、「自動車の運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律」の「危険運転致死傷罪」が適用され、15年以下の懲役となります。死亡事故になると1年以上の有期懲役となります。

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合は、「過失運転致死傷罪」が適用され、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金となります（傷害が軽いときは、情状により、その刑が免除されることもあります）。

※いわゆる「ひき逃げ」事故を起こし、運転者の運転が原因で被害者が死傷した場合、「10年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となります。

●危険運転致死傷罪に問われる行為

危険運転致死傷罪に問われるのは、次のような運転行為をした場合です。

- ①アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- ②その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- ③その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- ④人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- ⑤赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- ⑥通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

※「通行禁止道路の進行」とは、「標識等で自動車通行が禁止されている道路の走行」や「高速道路や一方通行路の逆走」、「安全地帯や立入禁止部分等の走行」をいいます。

2 民事責任

人身・物損を問わず、事故の被害者から訴訟提起されると、民事裁判の手続きによって、損害賠償の判決が言い渡されます。これが、いわゆる民事責任で、民法第709条（不法行為による損害賠償）に規定されています。

人身事故の損害賠償を保障する制度としては自動車損害賠償保障法があり、いわゆる自賠責保険金が被害者の損害の一部を保障します。自賠責の保障限度を超える人身損害や物損については、任意自動車保険に加入していないと担保されません。

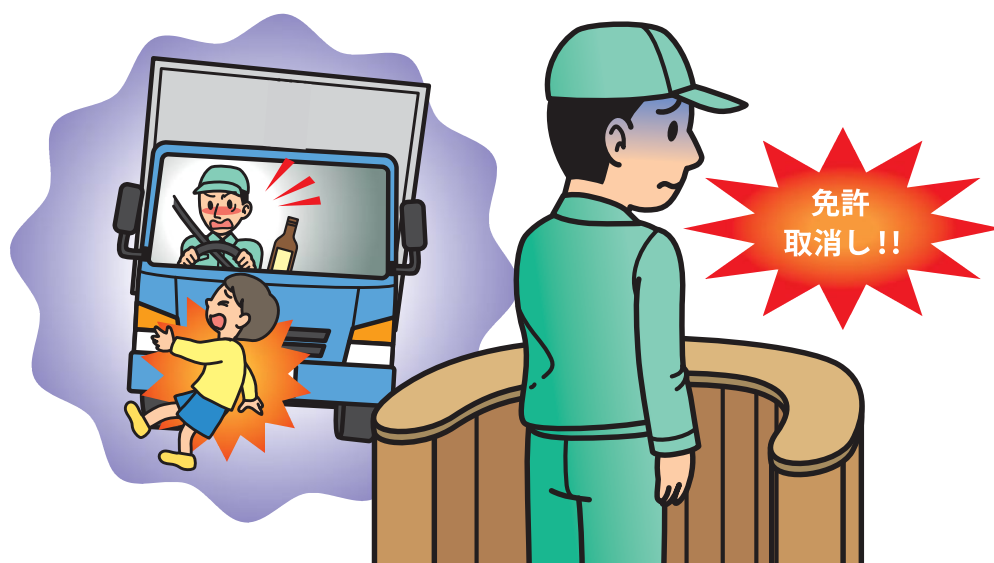
3 行政処分

公安委員会は、交通事故・違反があると、道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）の規定にもとづいて、ドライバーの運転免許の停止や取消しを行います。これが行政処分です。この条文に該当すると、即、運転免許の停止や取消しとなります。

この他、交通事故・違反については「累積点数制度」もあります。これは、交通違反や交通事故に対して一定の点数をつけ、過去3年間の合計点数が所定の基準に達した場合に運転免許の停止または取消し処分を行う制度です。

（道交法施行令第26条の7）

- ※危険性の高い悪質な、酒酔い運転、麻薬等運転、救護義務違反（ひき逃げ）は1回の違反でも3年間の免許取消しとなります。
- ※酒気帯び運転（呼気1リットルにつき0.25mg以上）と過労運転等は25点の点数が付けられ、2年間の免許取消しとなります。
- ※交通事故を引き起こすと、違反点数に加えて、事故の種別や責任の程度に応じた点数が付けられます。死亡事故を起こした場合は、たとえ責任が軽くても13点が付けられます。違反点数と合計して15点以上となると免許取消しとなります。



3

事業者の責任

◆道交法や民法上の責任

トラックドライバーが業務中に交通違反を犯した場合、事業者は道路交通法第123条の両罰規定の適用を受けます。

また、酒気帯び運転、過積載運転等の特定の交通違反行為を命じたり、容認していた事業者は、道路交通法第75条の罰則の適用を受けます。これが事業者の刑事責任にあたります。

これに対して、交通事故等、従業員の不法行為について事業者の民事責任を定めた条文が民法第715条（使用者等の責任）です。事業者としては、従業員の選任と事業の監督について注意を怠らなかったことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができません。ドライバーが業務に関して有責の交通事故を起こせば、事実上、事業者の免責を許さない規定になっています。

◆貨物自動車運送事業法上の処分

貨物自動車運送事業法では、第33条が事業者の「事業の全部又は一部の停止（自動車等の使用停止を含む）」と「事業許可の取消し」について規定しています。

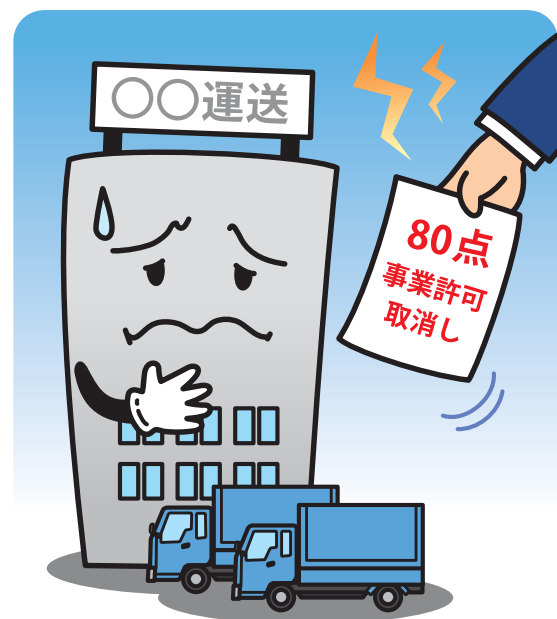
これは、貨物自動車運送事業法の下記のような法令違反を行った事業者に対し、自動車の使用停止を命じるたびに「使用停止日数10日車（車両数×日数）までごとに1点」を与え、3年間の点数を累積して

- ①20点を超えると事業者名公表
- ②50点を超えると違反営業所の事業の全部・一部の停止

③80点を超えると事業許可取消しという制度です。重大事故を引き起こした場合には、運転者・事業者への刑事処分・行政処分等の罰則は特に厳しいものになることを理解しましょう。

【法令違反の例】

- 無免許運転
- 最高速度超過運転
- 過労運転・麻薬等服用運転
- 酒酔い運転・酒気帯び運転
- 大型車等無資格運転
- 過積載運転
- 放置駐車 等



4

加害者・被害者の心理

被害者の命を一瞬にして奪う重大事故は、被害者のみならず、被害者遺族や加害者自身、加害者の家族等、多くの人の人生に影響を与えてしまいます。

◆加害者の心理

(一財)東京都交通安全協会のホームページでは、重大事故を引き起こした加害者の手記が公開されています。

よく読んで、絶対に事故を起こしてはならないことを理解しましょう。

※内容については、転載・二次利用が禁じられていますのでここでは紹介できません。

例：[東京都交通安全協会のホームページのアドレス]

https://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushi_aganai/list.html

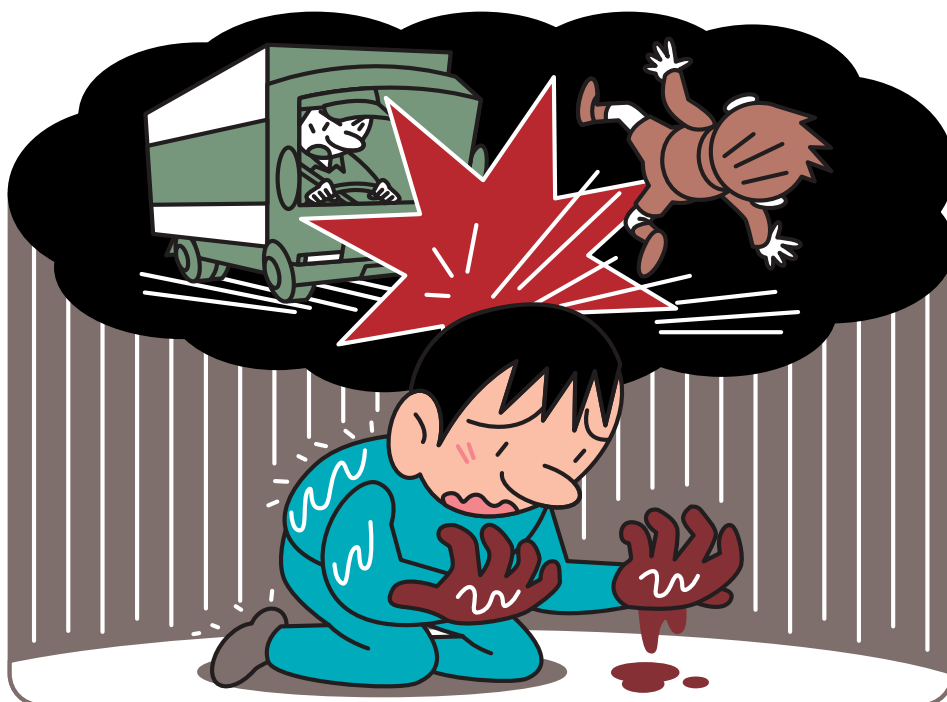
◆被害者遺族の心理

インターネットで「交通事故 手記」で検索すると、各県警のホームページで被害者の方々の手記が紹介されています。

よく読んで、交通事故の被害者及びその遺族の置かれた境遇を知り、交通事故が直接の被害者だけでなく、遺された方々にどのような悲惨な影響を与えるかをしっかり認識し、絶対に事故を起こしてはならないことを理解しましょう。

例：[群馬県警のホームページのアドレス]

<https://www.police.pref.gunma.jp/koutuubu/01kouki/syuki.html>





平成29年3月

事業用トラックドライバー研修テキスト 2

トラック運送事業と関係法令

企画・制作 公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5

TEL 03-3354-1009 (代表) Fax 03-3354-1019

発行・販売 日本貨物運送協同組合連合会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5 (全日本トラック総合会館9階)

TEL 03-3355-2031 (代表) Fax 03-3355-2037

- ※1 掲載内容は予告なく改訂される場合があります。改訂、修正等の状況については、(公社)全日本トラック協会のホームページに告知します。(http://www.jta.or.jp)
- ※2 掲載内容の正確さについては万全を期しておりますが、各事業所における実務上の行為の適否については、関係法令、または運行管理者等の指導に従ってください。
- ※3 無断転載を禁じます。